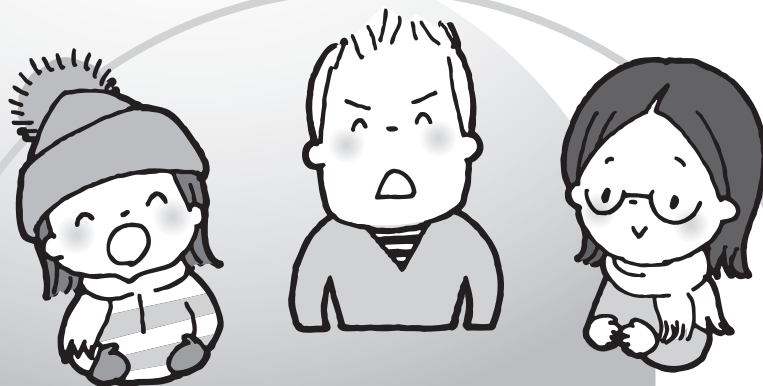


東日本
大震災

税金や各種負担の 減免制度を活用しましょう

- 1** 所得税・住民税の申告・納付等の期限を延長できます。
- 2** 住宅や家財などに被害を受けた方は、所得税・住民税の軽減や所得税の減免を受けることができます。
- 3** 自治体の条例により、住民税の減免ができます。
- 4** 住宅がなくなった場合でも、住宅借入金（住宅ローン）等特別控除が引き続き適用されます。
- 5** 固定資産税や都市計画税などの課税免除や特例があります。



- 6** 事業所得の方は、棚卸資産や事業用資産などの損失を平成22年分からの必要経費に算入する特例があります。
- 7** 介護保険料や国保の保険税（料）と一部負担金、保育料などの減免制度があります。
- 8** 震災関連の寄付について、寄付金控除及び税額控除の特例が設けられました。
- 9** 義援金や見舞金、被災者生活再建支援金などは課税の対象ではなく、非課税です。
- 10** そのほか、相続税・贈与税の特例などがあります。